

パブリックコメントに対する回答

No	頁	項目	ご意見	回答
1	1	1. 特定居住促進区域 ① 松崎地区（都市計画区域外）	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊拠点「旧山田邸」、牛原山マウンテンバイクコース、コワーキングスペース「ふれあいと一ふや」、交流拠点「浜丁」の位置が違います。 ・写真の交流拠点「浜丁」の表記は、上記同様に 3. (1) に合わせるならコミュニティスペース「浜丁」です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊拠点「旧山田邸」、牛原山マウンテンバイクコース、コワーキングスペース「ふれあいと一ふや」、交流拠点「浜丁」の位置を修正します。 ・コミュニティスペース「浜丁」に修正します。
2	2	2. 特定居住の促進に関する基本的な方針 (2) 目標 ・ふるさとまつぎきパートナー	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさとまつぎきパートナーと松崎町特別町民条例の特別町民と目的が重複しているところがありますが、どのような整理をしていますか。 ※松崎町特別町民条例（目的：松崎町を心のふるさととし、町の発展に寄与する者に敬意を表するため、特別町民制度の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。） ・これまで進めてきたDAO「デジタル村民」は、どのような位置づけになりますか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・松崎町特別町民条例は、「特別町民」として町長が認定する制度ですが、ふるさとまつぎきパートナーは、希望する方は誰でも参加できる制度を目指し、現在制度構築に向けて検討しています。 ・DAO「デジタル村民」は、当初期待していた「日本で最も美しい村」連合全体への広がりを持たせることが難いため、事業の見直しを含めて今後の方向性を検討することとしました。
3	3	3. 特定居住拠点施設の整備に関する事項 (1) 特定居住拠点施設	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点施設リストにワーケーションやテレワークスペースとして整備済みの「民芸館」を加えるべきではありませんか。（松崎町過疎地域持続的発展計画との整合性） ※民芸館と浜丁は、テレワーク等で利用可能なサテライトオフィスとして活用するため、適宜老朽箇所の修繕を行う。（松崎町過疎地域持続的発展計画） (案) 4 事務所 民芸館（テレワークスペース） 松崎町松崎23 都市計画区域外 整備済 松崎町 ・写真を入れる必要があれば、「なまこ壁の建造物」は除外し、下段左から民芸館、牛原山、旧山田邸です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見のとおり修正します。
4	4	5. 施設の整備に関する事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業又は事務に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ● リモートワーカーや合宿などの誘致に向けた情報発信 ・リモートワーカーや合宿などの誘致について、単なる「情報発信」に留まらず、合宿誘致のための補助金制度の創設など、財政的なインセンティブの検討を加えるべきではありませんか。 (案) リモートワーカーや合宿などの誘致に向けた情報発信及び誘致促進に係る助成制度の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見のとおり修正します。